

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学外国人客員研究者受入規程

平成16年4月1日

規程第 32 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学術国際交流を推進するため、外国人客員研究者の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、データ駆動型サイエンス創造センター及び研究推進機構をいう。

(受入基準)

第3条 外国人客員研究者として受け入れることができる者は、外国人の研究者のうち、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師（専任）、助教又は助手と同等以上の資格があると認められる者とする。

- (1) 文部科学省事業により招へいされる研究者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業により招へいされる研究者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる研究者
- (4) 外国政府、国際機関、その他公的機関の交流事業に基づき受け入れられる研究者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、本学における学術国際交流を推進する上で適当な研究者

(受入許可)

第4条 外国人客員研究者の受入れは、当該部局の長の推薦に基づき、学長が許可するものとする。

(受入期間)

第5条 外国人客員研究者の受入期間は、1月以上とする。ただし、必要がある場合は、前条の手続きを経て、その期間を延長することができる。

(外国人招へい教授)

第6条 学長は、外国人客員研究者のうち、当該部局の長の推薦に基づき、本学の教授と同等以上の資格があり、適当と認められる者に対して、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学外国人招へい教授の名称を付与することができる。

る。

(規約の遵守)

第7条 外国人客員研究者は、本学の規約を遵守しなければならない。

(様式)

第8条 外国人客員研究者の受入手続に必要な書類の様式は、別に定める。

(事務)

第9条 外国人客員研究者に関する事務は、研究・国際部国際課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外国人客員研究者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。